

2015年3月27日
日本銀行政策委員会

政策委員会議長の職務を代理する者の決定について

政策委員会は、本日、日本銀行法第16条第5項の規定に基づき、
政策委員会議長 黒田 東彦 委員に事故がある場合に議長の職務を
代理する者および代理する場合の順位を以下のとおり定めた。

森 本 宜 久 委員 第三順位

以 上